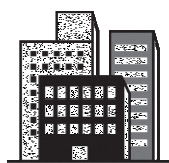


⑤ 連結納税特例

連結納税を行っている場合

連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、給付要件を満たす場合、法人確定申告書別表一の写しについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書の写しで代替するものとする。

例) 親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合



親会社X

資本金が
給付要件外



子会社
A

事業収入減少が
給付要件外



子会社
B

申請可能



子会社
C

申請可能



子会社
D

- 資本金15億円
- 前年同月比40%減

- 資本金1億円
- 前年同月比10%減

- 資本金1億円
- 前年同月比40%減

- 資本金1千万円
- 前年同月比30%減

- 子会社Aと子会社Bは給付要件を満たしていないので、A社とB社は申請できません。
- 子会社Cと子会社Dはそれぞれ給付要件を満たすので、C社とD社はそれぞれ必要な証拠書類を提出し、申請を行うことができます。

【代替の書類】

連結法人税の個別帰属額等の届出書の写し